（日本農林規格等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次条及び第十五条において「旅費法施行令」という。）の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

第八条及び第十五条中「の規定」を「及び旅費法施行令の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

（公認会計士法施行令及び技術士法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「の規定により」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定により」に、「車賃、宿泊料及び日当」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

一　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第三条

二　技術士法施行令（昭和五十八年政令第二百六十九号）第三条第一項

（船員法関係手数料令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

一　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）第九号イ(2)

二　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第四条

三　航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第十七条

四　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）第七条第二項

五　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第六条　不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「車賃、宿泊料及び日当」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に、「）の規定」を「）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に、「二級」を「の二級」に改める。

（公証人手数料令の一部改正）

第七条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「及び」を「並びに」に、「あっては、」を「あっては」に、「第二十一条第一項」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

（高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正）

第八条　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「）の規定」を「。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次項において「旅費法施行令」という。）の規定に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改め、同条第二項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「旅費法及び旅費法施行令」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

府令・省令

○内閣府令・財務省令・厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第七（第五条関係）	**別表第七**（第五条関係）
借方科目 ［略］ 積立金より受入 子ども・子育て支援特例公債金 ［略］	借方科目 ［同上］ 積立金より受入 ［同上］
貸方科目 ［略］ 諸支出金 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 ［略］	貸方科目 ［同上］ 諸支出金 ［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和六年十月一日から施行する。